

議会議案第 12 号

平和安全法制の強行採決に抗議する意見書の提出について

平和安全法制の強行採決に抗議する別紙の意見書を関係行政庁に提出したいので、議会の議決を求めらる。

平成27年 9 月29日提出

提出者 飯田市議会議員

森本 政人  
古川 仁  
小倉 高広  
木下 容子  
福沢 清  
後藤 莊一  
清水 可晴

(別紙)

## 平和安全法制の強行採決に抗議する意見書（案）

近年、日本周辺において安全保障の環境が大きく変化するなかで、政府には憲法の平和主義、専守防衛の原則を堅持した上で、国民の生命及び財産並びに我が国の領土、領海、領空を確実に守る安全保障を構築する責任があります。

政府は平成 27 年 5 月 14 日、国家安全保障会議及び閣議において決定した平和安全法制整備法案及び国際平和支援法案の 2 つの法案を、第 189 回通常国会に提出、国民が注目するなか、審議が行われました。

平和安全法制整備法案は、「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律」であり、自衛隊法、国際平和協力法、重要事態安全確保法、船舶検査活動法、事態対処法、米軍等行動関連措置法、特定公共施設利用法、海上輸送規制法、捕虜取扱い法及び国家安全保障会議設置法の 10 の法律の一部改正を束ねた法律です。

また、国際平和支援法案は「国際平和共同対処事態に対して我が国が実施する諸外国の軍隊に関する協力支援等に関する法律」という新規の制定法案です。

平成 26 年 7 月 1 日に閣議決定された、武力行使に関する「新三要件」としての、その第一の要件は、存立危機事態と呼ばれる我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態であること、第二の要件は、国民を守るために他に適当な手段がないこと、第三の要件は、武力の行使は事態に応じ合理的に必要と判断される限度であることです。今回審議されている法律はこの三つの要件に基づき、自衛隊の運用に関する法律の整備をするものです。

飯田市議会第 2 回定例会の最終日 6 月 29 日、飯田市議会では全会一致で意見書を政府に提出しました。法律の内容が多岐にわたり複雑なことから、国民の多くが政府の説明は不十分であるとしています。したがって、国民の疑問や不安も多く、理解は得られていない状況にあり、国会での議論を通じて、多くの国民が納得できる結論を導き出すべきとしています。今の通常国会での改正法の成立にこだわらず国会の審議を慎重かつ丁寧に進めるよう要請しています。

それにもかかわらず 9 月 19 日、政府は安全保障法案を参議院において強行採決しました。

この国会での政府の説明では具体的な事例等について国民の理解は進んでいません。このような状態での採決は民主主義の根幹を揺るがす行為であり強く抗議します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年 9 月 29 日提出

長野県飯田市議会議長 木下 克志

提出先 衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
外務大臣  
防衛大臣